

新型コロナウイルス 関連情報

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

支給対象者／次の①、②の両方に当てはまる方。（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額／児童1人当たり一律5万円

支給日／随時支給

給付金の手続／給付金を受け取るには申請が必要です。支給対象になる方は、役場1階3番窓口までお越しください。

※令和3年4月分の児童手当または特別児童手当の受給者で住民税非課税の方には、6月30日（水）に令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ支給しています。

問合せ先／健康こども課子育て支援係 ☎ 2-2171（内線522・526）



収入が著しく減少した世帯の方に臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年（令和3年）の収入が著しく減少した世帯の方へ、国から臨時特別給付金が支給されます。

対象世帯／新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2021年1月以降の収入が減少し、住民税非課税世帯と同じ水準にあると認められる世帯【家計急変世帯】

対象期間／令和3年1月1日～令和4年9月30日

支給額／1世帯あたり10万円が支給されます。

申請手続／自身で申請する必要がありますので、役場介護福祉課社会福祉係まで連絡をお願いします。申請方法や必要な書類（本人確認書類、収入が減収したことがわかる書類など）をご案内します。

申請期限／9月30日（金）まで



◆配偶者やその他の親族からの暴力（DV）などを理由に避難されている方へ

DVなどで住民票を動かさず、白糠町へ避難されている方も、臨時特別給付金を自身が受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

◆住民税非課税世帯の方へ

令和4年1月上旬に該当する世帯へ申請に必要な書類（確認書）を送付しています。確認書の提出をもって指定の口座で給付金を受け取ることができます。まだ、受け取っていない方は提出をお願いします。

提出期限／3月31日（木）まで

問合せ先／介護福祉課社会福祉係 ☎ 2-2171（内線529・530）

特別給付金や臨時給付金をよそおった「詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

白糠町から現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振り込みを求めることはありません。自宅や職場に不審な電話などがあった場合は、釧路警察署白糠交番 ☎ 2-2086 など最寄りの警察署にご連絡ください。